

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための
協定

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定

この協定の締約国は、

近年まで氷が一般に年間を通じて中央北極海の公海水域を覆ってきたために、この水域における漁獲が不可能となってきたが、この水域における氷の範囲が近年減少していることを認識し、

中央北極海の生態系が人間の活動に比較的さらされてこなかった一方で、この生態系が気候変動その他の現象に起因して変化しつつあること及びその変化による影響が十分に理解されていないことを認め、

健全かつ持続可能な海洋生態系及び漁業が食糧及び栄養に果たす重要な役割を認識し、

中央北極海における魚類資源の保存及び持続可能な管理に関する中央北極海の沿岸国の特別の責任及び特別の利益を認識し、

この点に関し、二千十五年七月十六日に署名された中央北極海における規制されていない公海漁獲の防止に関する宣言に反映されている中央北極海の沿岸国の取組に留意し、

中央北極海の公海水域について既に適用されている海洋漁業に関する条約その他の国際文書の原則及び規

定（次に掲げるものに定める原則及び規定を含む。）を想起し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約（以下「条約」という。）

千九百九十五年八月四日に作成された分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドラリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（以下「千九百九十五年協定」という。）

国際連合食糧農業機関が採択した千九百九十五年の責任ある漁業に関する行動規範その他の関連する文書

締約国と中央北極海の公海水域の一部における保存管理措置を採択する権限を有する北東大西洋漁業委員会並びに国際法に従って定められ、及び運営される漁業管理のための他の関連する仕組みとの間の協力及び調整並びに関連する国際的な団体及び計画との間の協力及び調整を確保することの重要性を強調し、

商業的漁獲が近い将来に中央北極海の公海水域において可能となりそうにないこと及びこのため中央北極海の公海水域に関する追加の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は枠組みを設けるとが現状においては尚早であることを確信し、

予防的な取組方法に沿って、追加的な保存管理措置の必要性を定期的に検討しつつ中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲の開始を防止することを希望し、

二千七年の先住民族の権利に関する国際連合宣言を想起し、

北極海における海洋生物資源の長期的な保存及び持続可能な利用並びに健全な海洋生態系に関する北極の居住者（北極の先住民を含む。）の利益を認識し、また、このような北極の居住者及びその社会が関与することの重要性を強調し、

中央北極海の公海水域における漁業の保存及び管理の基礎として、北極海の海洋生物資源及びこれが存在する生態系に関する科学的な知識並びに先住民及び現地の知識の双方の利用を促進することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 用語

この協定の適用上、

(a) 「協定水域」とは、カナダ、デンマーク王国（グリーンランド）、ノルウェー王国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国が漁業管轄権を行使する水域によって囲まれている中央北極海の単一の公海水域をい

う。

(b) 「魚類」とは、魚類、軟体動物及び甲殻類の種（条約第七十七条に定める定着性の種族に属するものを除く。）をいう。

(c) 「漁獲」とは、魚類を探索し、引き寄せ、探知し、若しくは採捕すること又は魚類を引き寄せ、探知し、若しくは採捕する結果になると合理的に予想し得る活動をいう。

(d) 「商業的漁獲」とは、商業的目的のための漁獲をいう。

(e) 「試験的漁獲」とは、将来の商業的漁業に関する科学的データを蓄積することによって当該商業的漁業についての持続可能性及び実現可能性を評価するための漁獲をいう。

(f) 「船舶」とは、漁獲のために使用され、使用されるために装備され、又は使用されることを目的とする船舶をいう。

第二条 この協定の目的

この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として、予防的な保存管理措置の適用を通じて中央北極海の公海水域における規制されて

いない漁獲を防止することを目的とする。

第三条 漁獲に関する暫定的な保存管理措置

1 各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、次のいずれかの措置に基づいてのみ協定水域において商業的漁獲を行うことを許可する。

(a) 一又は二以上の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関又は枠組みであつて、認められる国際的な基準に従つて当該商業的漁獲を管理するために国際法に従つて設立され、若しくは設けられており、又は将来設立され、若しくは設けられることがあり、及び運営されるものによつて採択される魚類資源の持続可能な管理のための保存管理措置

(b) 第五条1(c)(ii)の規定に基づいて締約国が将来定めることがある暫定的な保存管理措置

2 締約国は、次条の規定に基づいて作成される科学的調査及び監視に関する共同計画の枠組み及び自国の科学的計画の下で科学的調査を行うことを奨励される。

3 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、第五条1(d)の規定に基づいて締約国が定める保存管理措置に基づいてのみ協定水域において試験的漁獲を行うことを許可することができる。

4 締約国は、協定水域における魚類の採捕を伴う自国の科学的調査活動が規制されていない商業的漁獲及び試験的漁獲の防止並びに健全な海洋生態系の保護を損なわないことを確保する。締約国は、当該科学的調査活動の許可に関する自国の計画を相互に通報することを奨励される。

5 締約国は、この条の規定によって定められる暫定的な措置及び締約国が第五条1(c)の規定に基づいて将来定めることがある追加の又は異なる暫定的な措置の遵守を確保する。

6 沿岸国である締約国及び他の締約国は、千九百九十五年協定第七条の規定に従い、中央北極海における国の管轄の内外の水域に存在する魚類資源全体の保存及び管理を確保するため、当該魚類資源に関する保存管理措置の一貫性を確保することに協力する。

7 4に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、条約に反映されている海洋の科学的調査に関する締約国の権利を制限するものと解してはならない。

第四条 科学的調査及び監視に関する共同計画

1 締約国は、中央北極海の海洋生物資源及びこれが存在する生態系に関する知識を増進させることを目的として、科学的活動における協力を円滑にする。

2 締約国は、協定水域の生態系についての自国の理解を増進させること並びに特に、魚類資源が持続可能な方法で採捕され得るように現在又は将来協定水域に存在することができかどうか及びこのような漁業が協定水域の生態系に与え得る影響を決定することを目的として、科学的調査及び監視に関する共同計画（以下「共同計画」という。）をこの協定の効力発生から二年以内に作成することに合意する。

3 締約国は、共同計画の発展、調整及び実施を指導する。

4 締約国は、共同計画が科学的及び技術的な関連する機関、団体及び計画の作業並びに先住民及び現地の知識を考慮に入れることを確保する。

5 締約国は、共同計画の一部として、この協定の効力発生から二年以内にデータの共有のための規範を採択するものとし、また、当該規範に従い直接に又は科学的及び技術的な関連する機関、団体及び計画を通じて関連するデータを共有する。

6 締約国は、自国の調査の結果を提出し、入手可能な最良の科学的情報を検討し、及び締約国の会合に対して時宜を得た科学的助言を提供するため、少なくとも二年に一回、かつ、次条の規定に従って行われる締約国の会合の少なくとも二箇月前に対面又は他の方法で共同の科学的会合を行う。締約国は、この協定

の効力発生から二年以内に共同の科学的会合の運営のための付託事項その他手続を採択する。

第五条 検討及び更なる実施

1 締約国は、二年に一回又は締約国が決定する場合には一層頻繁に会合する。締約国は、その会合において、特に、次のことを行う。

- (a) この協定の実施状況を検討し、及び適当な場合には第十三条2の規定に基づくこの協定の有効期間に関する問題を検討すること。
- (b) 全ての入手可能な科学的情報（共同計画、自国の科学的計画その他の関連する情報源（先住民及び現地知識を含む。）から得られるもの）を検討すること。
- (c) 科学的情報（共同計画、自国の科学的計画その他の関連する情報源から得られるもの）を基礎とし、並びに予防的な取組方法及び漁獲が生態系に及ぼすおそれのある悪影響を含む関連する漁業管理及び生態系への配慮を考慮に入れつつ、特に、協定水域における魚類の分布、移動及び豊度が持続可能な商業的漁業を支えるかどうかを検討し、並びにこれを基礎として次の事項を決定すること。
- (i) 協定水域における漁獲を管理する一又は二以上の追加の地域的又は小地域的な漁業管理のための機

関を設立し、又は枠組みを設けるための交渉を開始するかどうか。

(ii) (i)の規定によって交渉が開始され、締約国が魚類資源の持続可能性を確保するための仕組みに合意した後、協定水域における魚類資源に関する追加の又は異なる暫定的な保存管理措置を定めるかどうか。

(d) この協定の効力発生から三年以内に協定水域における試験的漁獲のための保存管理措置を定めること。締約国は、当該保存管理措置を随時改正することができる。当該保存管理措置には、特に、次のことを定める。

(i) 試験的漁獲がこの協定の目的を損なってはならないこと。

(ii) 試験的漁獲が魚類資源及び生態系に及ぼす影響を最小限にするために期間、範囲及び規模において限定されること並びに試験的漁獲が前条5の規定に基づいて採択されるデータの共有のための規範に定める標準的な要件に従うこと。

(iii) 締約国が、適正な科学的調査を基礎とし、かつ、試験的漁獲が共同計画及び自国の科学的計画と合致する場合にのみ、試験的漁獲を許可することができること。

(iv) 締約国が、他の締約国に対し試験的漁獲のための自国の計画を通報し、かつ、他の締約国に対し当該自国の計画について意見を述べる機会を提供した後にのみ、試験的漁獲を許可することができる。

(v) 締約国が、自国が許可した試験的漁獲を十分に監視し、及び当該試験的漁獲の結果を他の締約国に報告しなければならないこと。

2 締約国は、この協定の実施（共同計画その他の前条の規定に従って行われる活動に関するものを含む。）を促進するため、北極の先住民を含む北極の社会の代表者が参加することが可能な委員会又は類似の団体を設置することができる。

第六条 意思決定

- 1 手続問題についての締約国の決定は、賛成票又は反対票を投ずる締約国の過半数による議決で行う。
- 2 実質問題についての締約国の決定は、コンセンサス方式によって行う。この協定の適用上、「コンセンサス」とは、決定が行われる際に正式の異議がないことをいう。
- 3 いずれかの締約国が実質問題であると認める問題は、実質問題とみなされる。

第七条 紛争解決

千九百九十五年協定第八部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の解釈又は適用に関する締約国（千九百九十五年協定の締約国であるか否かを問わない。）間の紛争について準用する。

第八条 非締約国

- 1 締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定に合致する措置をとることを奨励する。
- 2 締約国は、非締約国の旗を掲げる権利を有する船舶がこの協定の効果的な実施を損なう活動を行うことを抑止するため、国際法に合致する措置をとる。

第九条 署名

- 1 この協定は、二千十八年十月三日にイルリサットにおいて、カナダ、中華人民共和国、デンマーク王国（フェロー諸島及びグリーンランド）、アイスランド、日本国、大韓民国、ノルウェー王国、ロシア連邦、アメリカ合衆国及び欧州連合による署名のために開放し、同日の後十二箇月の間署名のために開放しておく。
- 2 この協定は、この協定の署名国に対して批准、受諾又は承認のために開放しておく。

第十条 加入

1 この協定は、この協定に署名していない前条1に規定する国及びこの協定に署名していない場合の欧州連合に対して加入のために開放しておく。

2 締約国は、この協定の効力発生の後、現実の利害関係を有する他の国に対しこの協定に加入するよう招請することができる。

第十一条 効力発生

1 この協定は、第九条1に規定する国及び欧州連合によるこの協定の批准書、受諾書及び承認書並びにこの協定への加入書の全てを寄託者が受領した日の後三十日で効力を生ずる。

2 この協定は、この協定の効力発生の後、前条2の規定に基づいて加入を招請された各国であつて加入書を寄託したものについて、当該加入書の寄託の日の後三十日で効力を生ずる。

第十二条 脱退

締約国は、自国の脱退が効力を生ずる日を明示しつつ外交上の経路を通じて寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。その脱退が効力を生ずる日は、当該通告

の日の後六箇月目の日以後でなければならない。この協定からの脱退は、残余の締約国の間におけるこの協定の適用及び脱退する締約国がこの協定における義務であつてこの協定との関係を離れ国際法に基づいて負うものを履行する責務に影響を及ぼすものではない。

第十三条 この協定の有効期間

- 1 この協定は、その効力発生の後最初の十六年間効力を有する。
- 2 この協定は、1に規定する最初の期間の満了の後、次のいずれかの場合を除くほか、順次五年の延長期間中、効力を有する。

(a) いずれかの締約国が当該最初の期間又はその後の延長期間の満了の前に行われる最後の締約国の会合においてこの協定の延長に対する正式の異議を申し立てる場合

(b) いずれかの締約国が各々の期間の満了の六箇月前までに書面で延長に対する正式の異議を寄託者に送付する場合

3 締約国は、協定水域において健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するため、この協定と協定水域における漁獲を管理する追加の地域的又は小地域的な漁業管理のため

の機関を設立し、又は枠組みを設ける新たな協定となり得るものとの間の効果的な移行を図る。

第十四条 他の協定との関係

1 締約国は、条約及び千九百九十五年協定に反映されているものを含め国際法の関連する規定に基づく自国の義務に拘束されており、及び引き続き拘束されることを認識し、また、協定水域における漁獲を管理する追加の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は枠組みを設ける協定なしにこの協定の有効期間が満了し、又はこの協定が終了する場合にも、当該義務の履行のために引き続き協力することの重要性を認識する。

2 この協定のいかなる規定も、北極海における権利及び管轄権の行使に係る立場に関するものも含め、国際協定に基づく自国の権利及び義務に関する締約国の立場並びに海洋法に係る問題に関する締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、協定水域に関する一又は二以上の追加の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は枠組みを設けることについての交渉の開始を提案する権利を含め、条約又は千九百九十五年協定に反映されている国際法の関連する規定に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響

を及ぼすものではない。

4 この協定は、この協定と両立する他の協定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国がこの協定に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。）を変更するものではない。この協定は、漁業管理に関する既存の国際的な仕組みの役割及び権限を損なうものではなく、また、当該役割及び権限に抵触するものでもない。

第十五条 寄託者

- 1 この協定の寄託者は、カナダ政府とする。
- 2 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。
- 3 寄託者は、全ての署名国及び締約国に対し、全ての批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託を通報するものとし、また、千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約に基づくその他の任務を遂行する。

二千十八年十月三日にイルリサットで、ひとしく正文である中国語、英語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成した。